

介護保険料の 減免申請を 受け付けます

申請期間

笠岡市では、介護保険料段階が第一段階または第二段階の人のうち、収入が少なく生活が著しく困窮している人を対象に、介護保険料の減免を行います。

次の期間内に申請の手続きを行えば、一年間分の介護保険料全額が減免の対象になります。

対象者	要件		
	前年1年間の収入	課税状況	その他
第一段階保険料が半額になる場合	◆該当者(1人のみ) 412,000円以内 ◆該当者とその家族(2人以上) 412,000円×世帯構成人数＝合計金額以下	◆該当者とその家族に市民税が課税されていない	◆市民税が課されている人に扶養されていない ◆市民税が課されている人と生計を共にしていない ◆資産などを活用してもなお、生活が困窮している状態と認められる
第二段階保険料が第一段階保険料相当額になる場合	◆該当者とその家族(1人のみ) 900,000円以内 ◆該当者とその家族(2人以上) 450,000円×(世帯構成人数-1)+900,000円＝合計金額以下	◆該当者とその家族に市民税が課税されていない	◆市民税所得割が課されている人に扶養されていない ◆市民税所得割が課されている人と生計を共にしていない ◆資産などを活用してもなお、生活が困窮している状態と認められる

※上記の要件にすべて該当する人が対象となります。

※前年一年間の収入とは、老齢退職年金のほか非課税年金（遺族年金、障害者年金、恩給など）、仕送りなどすべての収入金額です。

申請に必要なもの

納付書利用の人（普通徴収）
第1期納期（七月末）まで
年金天引きの人（特別徴収）
8月の年金支給日まで
※その後申請された場合は、申請月から3月末までの月割りに
よる減免となります。

○申請書（保険年金課介護保険係
及び税務課市民税係にあります）
○印かん、介護保険被保険者証及
び健康保険証（写し可）
○添付書類

◆申請理由を証明する書類（年金振
込通知書など収入のわかるもの）
◆年金額振込通知書

◆年金を受けている場合）
◆固定資産税課税明細書

（笠岡市以外に所有している土地、
建物などの資産がある場合）
※特別徴収（年金天引き）の人の
還付金は口座振込となりますので、
通帳など口座のわかるもの
（郵便局を除く）を持参してくだ
さい。

申請・問合せは
保険年金課介護保険係

☎ 21139

税務課市民税係

☎ 21116

人事異動

市では、四月一日付けの人事異動を発令しました。異動内容は、部長級三人、課長級十四人（兼務は掲載していません）など百十六人となっています。課長級以上の異動は次のとおりです。（一）内は旧任

◎部長級：消防長（消防本部次長）
守屋博正▼消防本部次長（鴨方消防署長）高橋邦彦

◎課長級：財務部検査課長（財務部検査課参事）小野幸平▼財務部検査課参事（上下水道部水道課長）森山 伸▼建設産業部土木課用地対策室参事（上下水道部下水道課参事）小林健弘▼建設産業部都市計画課長（建設産業部都市計画課参事）三宅弘二▼建設産業部耕地林務課長（建設産業部都市計画課長）川上修平▼上下水道部水道課長（建設産業部耕地林務課長）猪木孝夫▼消防本部警防課長（鴨方消防署奇島出張所長）中塚克己▼笠岡消防署長（消防本部警防課長）榎平一平▼鴨方消防署長（笠岡消防署長補佐）枝木則正▼鴨方消防署奇島出張所長（消防本部総務課主幹）佐藤英司▼敬愛園長（建設産業部参事）重見 彰